天白区区民まつり設営等業務委託 仕様書

- 1 件 名
 - 令和7年度天白区区民まつり設営等業務委託
- 2 天白区区民まつりの実施日及び時間 令和7年10月26日(日)10時~15時
- 3 設営及び撤去の日程及び時間
 - (1) 設営 令和7年10月24日(金)~25日(土)7時~18時の2日間
 - (2) 撤去 令和7年10月26日(日)まつり終了後~20時令和7年10月27日(月)8時~17時 の2日間
- 4 業務場所

天白公園(天白区天白町大字島田字黒石)ほか テント等の配置については、契約後、打ち合わせ時に提示する。

5 業務履行期間

契約締結日から令和7年10月31日(金)まで

- 6 業務内容
 - (1) テント、テーブル類、椅子、給水タンク、仮設トイレ等必要な資器材の調達、設営、撤去
 - (2) 看板等の作成、設置及び配置
 - (3) 電気関係工事一式
 - (4) 会場内の運営にかかる設備管理等
 - (5) 運搬・設営・撤去一式
 - (6) その他運営に付帯する業務
 - ※業務内容明細については、別紙1「天白区区民まつり器材等一覧」のとおり
- 7 支払い方法

委託代金は業務完了後、請求書の提出を受けた後、遅滞なく支払うものとする。

- 8 その他
 - (1) 公園の舗装部分以外、原則、車両の乗り入れは禁止する。ただし、クレーン車の 乗り入れ等が必要な場合は、土木事務所と協議し、必要に応じてコンパネを敷くな ど、土地を損なわないよう配慮したうえで、乗り入れできるものとする。その場合

は、土木事務所の指示に従うこと。なお、資器材等の運搬のために乗り入れる車両の大きさについて、公園の通路幅及び通路の上部にはみ出した樹木があることから、4トン程度までとする。

- (2) 天白公園の使用に関しては、管理者に対し、受託者が原状復帰して返還する必要があり、また多数の市民が利用する施設であることから、業務の遂行に際しては特に留意すること。
- (3) 当日(設営時も含む)は担当責任者を会場に常駐させ、常に連絡が取れる体制をとること。
- (4) 契約の履行に伴い、必要となる事項に関しては、天白区区民まつり実行委員会と協議すること。

9 検査確認

検査確認は、検査員の検査に加えて、会場が都市公園内であることから、公園管理 者による原状回復検査の合格をもって、最終的に、検査員による検査合格とする。

10 不可抗力な事由による契約の解除

気象警報発令時などの荒天時、天災時または感染症の流行、国政選挙等の不可抗力な事由により、委託者が中止と判断したときは、契約を解除することができるが、その場合にあっては契約変更の手続きにより行うものとし、変更額の積算は次のように行う。

- (1) 10月16日までに中止の決定を受託者に伝えた場合は、事前に製作したものなど、 受託者が事前準備に要した費用のみ負担するものとする。
- (2) 10 月 17 日以降に中止の決定を受託者に伝えた場合は、委託者受託者双方協議のうえ負担する額について定める。

11 遵守事項

業務の履行にあたっては、別紙 2「情報取扱注意項目」および別紙 3「談合その他の 不正行為に係る特約条項」を遵守すること。

12 妨害又は不当要求に対する届出義務

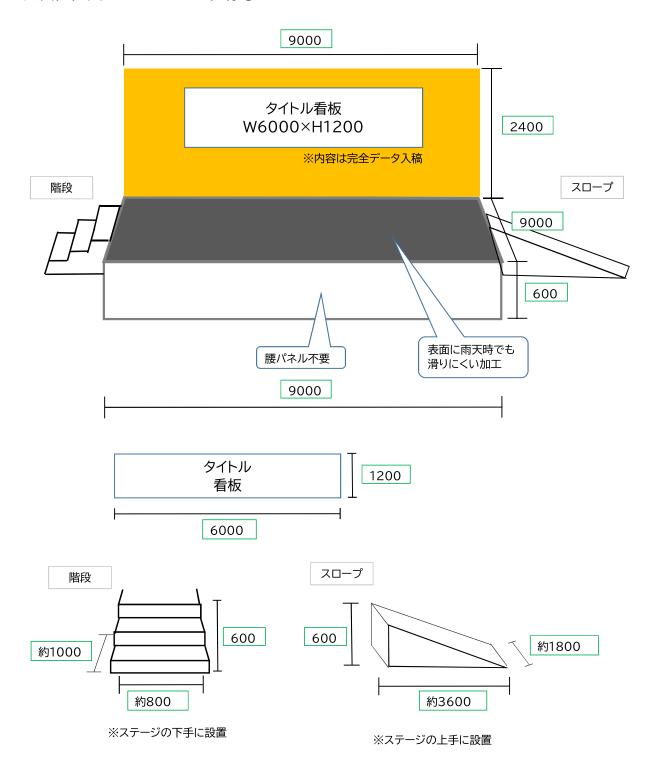
- (1) 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害(不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。)又は不当要求(金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。)を受けた場合は、委託者へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。
- (2) 受託者が(1)に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがある。

天白区区民まつり器材等一覧

品名及び	七 様	数	量	備考
テント 色付または白	2 k ×3 k	9	張	ペグまたはウエイトによる固定
テント 色付	2 k ×3 k	3	張	ペグまたはウエイトによる固定 (本部、救護)
テント 色付または白	1. 5 k × 2 k	59	張	ペグまたはウエイトによる固定
テント横幕	白	234	k	
仮設ステージ	W9000×D9000×H600	1	式	別紙「ステージ仕様」参照
仮設ステージバック補強		1	式	
スピーカー台 (イントレ)	3段	2	台	音響用スピーカー設置用
ステージバックパネル	W9000×H2400	1	式	
仮設ステージ タイトル看板	W6000×H1200	1	枚	※バックパネルに応じた大きさで(完全データ支給)
ステージプログラム看板	W900×H1800	1	枚	自立式(完全データ支給)
ステージパンチカーペット敷設等		1	式	雨天時にも滑りにくい加工
仮設ステージスロープ	W3600×D1800×H600	1	台	
仮設ステージ階段	W800×D1000×H600	1	台	
ベニヤテーブル	W1800	66	本	
プラスチックテーブル	W1800	137	本	
折畳式パイプイス		24	脚	
丸イス		574	脚	
アルミベンチ		35	本	ステージ観覧席用
カラーコーン	重し込み	445	個	
コーンバー		302	本	
ディックフェンス又はそれに代わるもの	W1500	35	枚	
ポリペール	45 L	6	台	
すのこ		10	枚	
シングルハンガー	W900	1	台	
ハンガー		10	本	
パイプベット	マットレス付	1	台	
間仕切りスクリーン		1	台	
扇風機		2	台	
台車(手押し)		2	台	
消火器		18	個	
バケツ	消火用	7	個	
ガスコンロ	2連式	2	台	

給水タンク	18L以上	4	個	
仮設トイレ(洋式)	大小兼用	7	台	
仮設トイレ搬入・搬出費		1	式	
東屋幕立て部材		12	組	
駐車場線引き(A駐車場)		1	式	2500×5500×20区画
駐車場線引き (B駐車場)		1	式	2500×5500×65区画
発電機	2.8kw	1	台	ふわふわ遊具用
会場案内看板	H1800×W1800	3	枚	自立式(完全データ支給)
会場掲示用看板	H1800×W1800 片面色付き	1	枚	自立式、タイトルロゴ応募作品掲示用
(雨天時) コンパネ		100	枚	
看板取付、撤去費 諸経費含		1	式	
会場電気工事費(発電機含む)		1	式	コンセント2口1400Wを希望するテントに配置。 (17個、11テント) リールコード等が必要となる場合は受託者が用意。
配送費		1	式	
設営撤去費	本番スタッフ含	1	式	
諸経費		1	式	

天白区区民まつりステージ仕様①



天白区区民まつりステージ仕様②

階段		スロープ
音響テント	ステージ	
控え室	W9000×D9000×H600	
スピーカー		スピーカー

客席(アルミベンチ) 5脚×7列

情報取扱注意項目

(基本事項)

第 1 この契約による事務の処理(以下「本件業務」という。)の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、本件業務を履行するに当たり、情報保護の重要性を認識し、情報の適正な保護及び管理のために必要な措置を講じるとともに、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(関係法令等の遵守)

第 2 乙は、本件業務を履行するに当たり、当該業務に係る関係法令のほか、名古屋市情報あんしん条例(平成16年名古屋市条例第41号。以下「あんしん条例」という。)、名古屋市個人情報保護条例(平成17年名古屋市条例第26号。以下「保護条例」という。) その他情報保護に係る関係法令も遵守しなければならない。

(適正管理)

第3 乙は、本件業務に関して知り得た名古屋市(以下「甲」という。)から取得した情報及び委託の趣旨に基づき市民等から取得した情報(これらを加工したものを含み、委託の趣旨に基づき甲に提供される予定のものに限る。以下「取得情報」という。)の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の取得情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(機密情報の取扱いに関する特則)

第 4 乙は、本件業務を処理するために、機密情報(名古屋市情報あんしん条例施行細則(平成16年名古屋市規則第50号。以下「あんしん条例施行細則」という。) 第 28 条第1項第1号に規定する機密情報をいう。以下同じ。)を収集するときは、当該業務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(第三者への提供及び目的外使用の禁止)

- 第 5 乙及び本件業務に従事している者又は従事していた者は、取得情報を正当な理由なく第三者に知らせ、又は当該業務の目的外に使用してはならない。
- 2 前項の規定は、契約の終了(契約を解除した場合を含む。以下同じ。)後においても同様とする。

(再委託の禁止又は制限等)

- 第6 乙は、甲の承認を得ることなく、本件業務を第三者に委託してはならない。
- 2 乙は、本件業務を第三者に委託する場合は、取得情報の取扱いに関し、この契約において乙が課せられている事項と同一の事項を当該第三者に遵守させなければならない。
- 3 乙は、機密情報の取扱いを伴う本件業務を委託した第三者からさらにほかの第三者に委託(以下「再々委託」という。)させてはならない。ただし、再々委託することにやむを得ない理由がある場合であって、甲が認めたときはこの限りではない。

(複写及び複製の禁止)

第7 乙は、甲から指示又は許可された場合を除き、取得情報が記録された資料及び成果物(甲の指示又は許可を受けてこれらを複写し、又は複製したものを含む。以下同じ。)を複写し、又は複製してはならない。

(情報の返却・廃棄)

- 第 8 乙は、甲の承認を得た場合を除き、取得情報が記録された資料のうち甲から取得したものを契約の終了までに返却しなければならない。
- 2 乙は、保有する必要がなくなった取得情報を確実かつ速やかに切断、溶解、消磁 その他の復元不可能な方法によって処分しなければならない。ただし、甲の承認を 得た場合はこの限りではない。

(情報の授受)

第 9 取得情報並びに取得情報が記録された資料及び成果物の授受は、すべて甲の指名する職員と乙の指名する者との間において行うものとする。

(報告等)

- **第10** 乙は、甲が取得情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、 これを拒んではならない。また、甲が取得情報の保護について報告を求めたときは、 これに応じなければならない。
 - 2 乙は、取得情報の漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(従事者の教育)

- 第11 乙は、本件業務に従事している者に対し、あんしん条例、保護条例その他情報 保護に係る関係法令を周知するなど、情報の保護に関し十分な教育を行わなければ ならない。
- 2 乙は、本件業務が個人情報を取り扱う業務である場合、当該業務に従事している者に対し、保護条例に規定された罰則の内容を周知しなければならない。
- 3 乙は、情報の取扱いに関するマニュアルを作成し、本件業務に従事している者に 対し、その内容並びに守秘義務に関する事項及び情報の目的外利用の禁止又は制限 に関する事項を周知しなければならない。

(契約解除及び損害賠償等)

- **第12** 甲は、乙が情報取扱注意項目に違反していると認めたときは、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
 - (1) 契約を解除すること。
 - (2) 損害賠償を請求すること。
 - (3) 取得情報が漏えいし、市民の権利が害されるおそれがあると認めるときは、あんしん条例第34条の規定に基づきその旨を公表すること。
- 2 前項第2号及び第3号の規定は、契約の終了後においても適用するものとする。

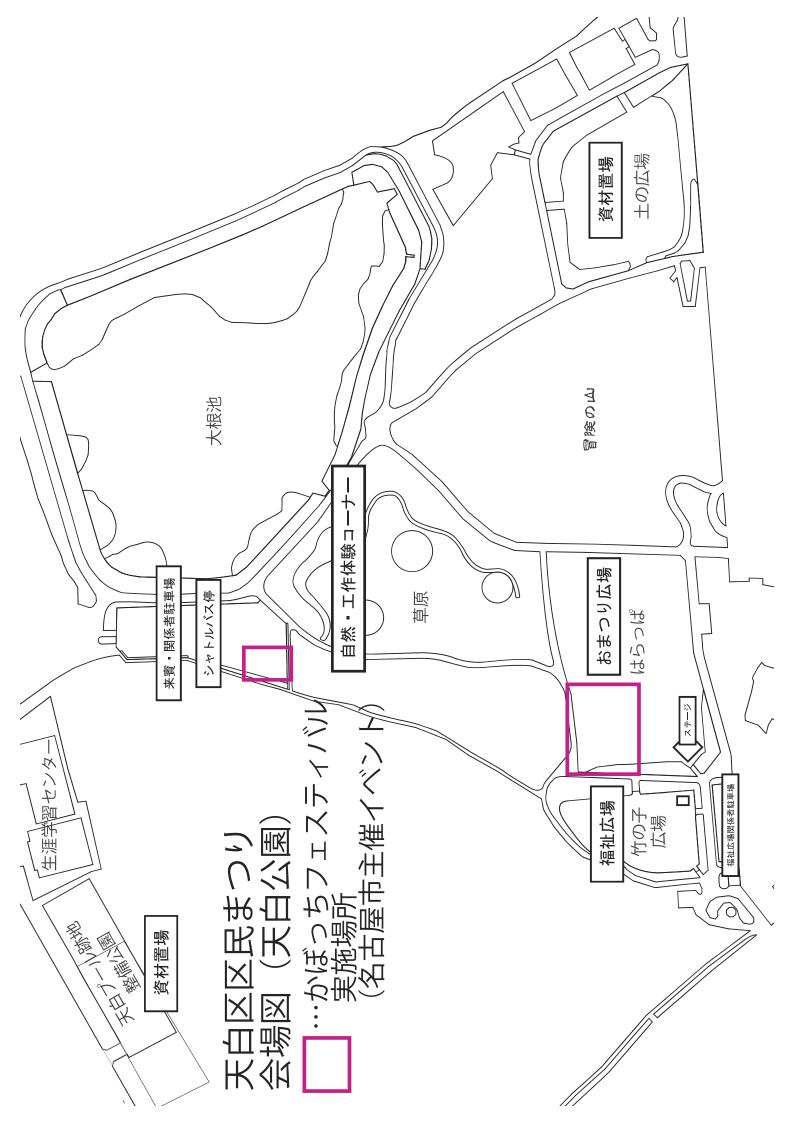
談合その他の不正行為に係る特約条項

(談合その他の不正行為に係る発注者の解除権)

- **第1条** 名古屋市(以下「発注者」という。)は、請負人(以下「受注者」という。)がこの契約に 関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
 - (1) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反(以下「独占禁止法違反」という。)するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。
 - (2) 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、刑法(明治40年法律第45号) 第96条 の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは 第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた(刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。)とき。
 - (3) 前 2号に規定するもののほか、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。
- 2 前項各号のいずれかに該当し、かつ、発注者が契約を解除した場合における当該契約解除に係る違約金の徴収については、名古屋市契約規則(昭和39年名古屋市規則第17号。以下「契約規則」という。)第45条第2項又は第3項の規定に基づく本約款の手続によるものとする。

(談合その他の不正行為に係る賠償額の予定)

- 第2条 受注者がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、受注者は、契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払が完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における契約規則第46条の2第1項に定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に 基づく不公正な取引方法(一般指定)(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6 項で規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれ を証明し、そのことを発注者が認めるとき。
 - (2) 前条第1項第2号のうち、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき(同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。)を除く。
- 2 第1項に規定する場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注 者は、受注者の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の 支払を請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者及びその構成員で あった者は、連帯して支払わなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、発注者は、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。
- 4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。



令和7年度天白区区民まつり業務委託にかかる想定スケジュール

時期		事 項			
(入札実施後)		事前調整及び搬入物品等 打ち合わせ ※必要であれば現地視察も実施			
7月下旬~8月上旬		業務委託契約 締結			
		(随時) 会場設営等 打ち合わせ 概ね3~4回			
9月下旬~10月上旬		会場案内看板発注 ※10 月中旬までに完成			
	上旬 (概ね1週間前)	テント等リース物品数量 確定			
	24 日 (金)	現地設営開始:履行開始			
10 月	25 日 (土)	午前中 設営及び物品等搬入完了			
	26 日 (日)	まつり当日 撤収開始時刻:概ね午後4時30分以降			
	27 日 (月)	撤収完了			